

(第一回) イギリスで学ぶアフリカ社会と法

2024年 1月

One Asia Lawyers Group

日本法弁護士 原口 侑子

(はじめに)

当事務所に加入した原口侑子弁護士は、アフリカなどの新興国での豊富な経験を有しており、現在は、イギリスのロンドン大学東洋アフリカ研究学院¹にて、アフリカ社会と法についての研究を社会人類学と法の観点から行っております。本稿からシリーズで、原口弁護士の研究概要・知見や体験の共有、日系企業への提言などについてご紹介させていただきます。

イギリスの大学院にアフリカの法人類学を学びに来ている。正確に言うと法人類学という学部はない。社会人類学部の修士課程に在籍して社会と法律（または慣習法や地域の伝統法などの準法律）との関わりを研究のメインテーマに据えながら、同時に法学修士のアフリカ法と開発の講座も履修している。

アフリカでは植民地時代にヨーロッパの影響で策定された国家の法や裁判制度もちろんあるが、地域の首長制度（Chieftaincy）や民族のルール、いわゆる慣習法は今も各国で「代替的司法制度（Alternative justice system）」として認められており（憲法上明記されている国もある）、紛争解決の仕組みとして裁判所だけでなく地域の首長や民族の長老、宗教リーダーが果たす役割は大きい。

これまで弁護士として、東はケニア・タンザニア・ルワンダ、南はザンビア、西はコートジボワールで主に国家法と地域の代替司法の役割を調査してきた。植民地時代に引かれた国境線は、「司法制度」とのかかわりにおいて半分は国家法・国家司法制度として機能している。しかし同じ国の中でも例えばケニアでは民族ごとに家族問題や隣人とのトラブルが起こったときの「掟」が違う。国境をまたいで移動する遊牧牧畜民がトラブル解決のために誰に頼るかという主張であったり長老であったりする。国の裁判所は遠く、時間もお金もかかる。国家司法制度と代替司法制度の境界があいまいになっている国もある。ルワンダでは1994年の虐殺以来、草の根で紛争解決を行う仕組みがあったが（Gacaca 法廷、2012年に終了）、こうした民間での動きを参考にして、国家が仲裁の仕組みを作るなどの動きがある。

こうした代替司法を調べるにあたっては、国境線にとらわれずにミクロな地域・民族の考え方をより草の根から理解する必要があった。そこでアフリカ内で大学院に行き研究をすることも考えた。しかし同時に、アフリカ大陸の各地域をもう少しマクロな視点で見ようとすると、またその際に欠かせない「脱植民地化（decolonisation）」の概念を学ぼうとすると、皮肉にも植民地支配をしていた側のイギリスに行くことが手っ取り早かった。アフリカ各国の国家法に

¹ <https://www.soas.ac.uk/>

はイギリス法の影響もある。結果、法学だけでなく社会科学・人文科学の分野で脱植民地化関連の研究者を輩出しているロンドン大学東洋アフリカ研究学院を選んだ。

法学と人類学は「社会」へのアプローチが違う。人類学が「社会」を関係性としてとらえ、儀式や親族関係、国家、人間を超えたマルチスピーシーズの価値観といった世界観を個人の視点から理論化していくのと比べて、法学は社会課題や社会開発に対してルールがどう取り進むかを問う。特にアフリカにおいては全体として、「既にある規制の役割は何か」を問うことが多い。日本と比べて、どのように国家や地域社会、さらには国を越えた広域社会が規制を作っていくかを議論することが多い。

私が学んでいるアフリカ法のコース（アフリカ法と開発）も、アフリカ各地の社会との関係で法の果たす役割を常に未来志向で問いかけてつづけている。経済発展・人権・社会開発といった概念を束ねていわゆる「開発」と定義するとして、では国内法はケニアの IT スタートアップをどう規制するのか。南アフリカの憲法で定められている首長はその村の保健のために何ができるのか。一か国を超えた広域社会のルールはニジェールのクーデターに起因する社会の混乱に対して何ができるのか。

「アフリカ」は広い。54 か国に千をゆうに超える民族が暮らし、14 億の人口を持つ（国連、2023）。言語・宗教・生活習慣は多様で、大陸としても一国としてもひとくくりにはできない。その中で今どのような法的な取り組みが行われているか、「社会」つまり地域の人間たち—はそれにどう反応し、またどのように社会自体を構築し直しているか。こういった問いを、地域を変え、アプローチを変え、社会・経済・文化といったさまざまな視点から考えていくことができると考えている。

（続く）

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>



原口 侑子

One Asia Lawyers Group / 弁護士法人 One Asia

日本法弁護士

2008 年弁護士登録後、森・濱田松本法律事務所に入所し、一般企業法務、クロスボーダー M&A 案件等の案件に従事。その後、一般企業法務に加えて日系企業の海外進出支援などの国際取引案件を取り扱ってきた他、JICA 受託案件等を中心として、南アジア・東南アジア地域での司法・行政・保健制度調査業務や、アフリカ地域での司法制度調査・雇用調査、ジェンダー・保健案件への従事等、多岐にわたる開発援助業務を行ってきた。



また、監査役や医療法人の理事・社員といった経験に加え、アジア・アフリカ等世界 30 カ国での裁判所を訪問・研究の記録をまとめた書籍を出版する等、幅広い国際的な業務経験を持つ。

現在は、イギリスのロンドン大学東洋アフリカ研究学院（University of London, School of Oriental and African Studies (SOAS)）（<https://www.soas.ac.uk/>）（社会人類学修士課程）に在籍中であり、主にアフリカ法と開発、法と人類学などを研究しながら、アジア・アフリカ・ヨーロッパの最先端の情報の発信を行っている。